

大型特殊免許・けん引免許 持っていますか？

(無免許運転にならないために！)

佐久地域農作業安全推進会議
佐久農業改良普及センター

あなたは大丈夫ですか？

- ・トラクターで道路走行中に自動車との事故や人身事故を起こした。
- ・所持しているのは「普通免許」のみ



「無免許運転」となり、すべての免許が取り消されてしまった・・・

以下の農耕車の規格を一つでも超えると、「大型特殊免許」が必要です(注1)。
たとえ農道でも無免許運転になります。

車両の高さ	2.00m 以下(注1)	車両の横幅	1.7m以下
車両の長さ	4.7m 以下	最高速度	15km/h 以下

注1：緑色ナンバーの農業機械でも大型特殊免許が必要なもの(15km/h 以上出るなど)もありますので、ご注意ください。

注2：ヘッドガード(キャビン)等により、2.80m以下を含む

また、車両総重量が750kgを超える車両をけん引する場合は、「けん引」免許が必要です。

お近くの自動車学校、もしくは長野県農業大学校研修部へお問い合わせいただき、免許を取得するようにしましょう。

